



令和元年 12 月 24 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都特定個人情報の保護に関する条例第 24 条第 2 項の
規定に基づく諮問について（答申）

令和元年10月29日付31心福障第761号により、当審議会に対して諮問された「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会は、「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務では、申請・届出に係る情報を当該システムに効率的に登録するため、データ入力業務を委託しているが、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものである。

また、番号法に規定されているとおり、委託元は委託先に対する監督義務を負っているため、委託先には都と同程度の安全管理措置の構築が必要となる。

委託先が漏えい等の事故を起こすと都の信用も失墜し、その対応のため膨大な時間と費用がかかることを踏まえ、引き続き委託先への厳格な管理監督に努めること。

2 アクセスログの分析について

当該事務においては、要配慮個人情報を取り扱っていることに鑑み、漏えい等の事故を防ぐための厳格な安全管理措置の運用が求められている。

身体障害者手帳交付システムでは、不適切な取扱い等を監視するため、操作履歴を含むアクセスログを一定期間保存し、定期的に不正なアクセス

が行われていないかを確認すること等、適正な安全管理措置が講じられている。今後も引き続き厳格な運用管理に努めること。

3 特定個人情報の保存について

当該事務における申請書等は、事務の性質上、該当者が生存中は根拠資料として保存が必要であり、東京都文書管理規則に基づき長期保存文書として取り扱ってきた。

東京都文書管理規則が改正されたことにより、長期保存文書が廃止となり、当該事務の申請書等の取扱いについても対応が必要となることから、引き続き申請書等の取扱いについて検証し、適正な体制の下で管理が継続されるよう努めること。

4 評価書等の活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和元年 10 月 29 日	諮問
令和元年 11 月 5 日 から同月 12 日まで	本評価書案概要説明・審議 (第 41 回特定個人情報保護評価部会)
令和元年 11 月 27 日	審議 (第 42 回特定個人情報保護評価部会)
令和元年 12 月 24 日	「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書 (案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏